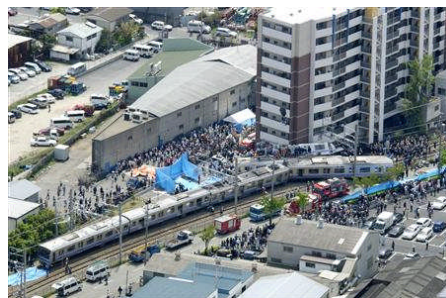


尼崎と福島 今、私たちに問われているもの

2012年4月21日
安全問題研究会

尼崎



福島



何が問われているのか？

尼崎と福島の共通点(1)
技術に対する過信・傲り

「人間は技術を制御できる」
「誤りを犯さない」

過信・傲りの結果

- 尼崎・・・スピード違反の暴走
(どんな人間も遠心力に勝てない)
→脱線・転覆
- 福島・・・地震を無視した設計・管理
(どんな人間も地震に勝てない)
→爆発

福島に関する補足

- 「事故の原因は想定外の津波」ではない。
- 地震そのものの揺れが原発を破壊

尼崎と福島の共通点(2) 隠す、過小評価する、嘘をつく

- 「良い報告は東電を主語にし、悪い報告は下請けや作業員を主語にして発表する」(ある原発作業員)
- 「Rが半径の意味なんて知らなかった。興味がないから勉強もしていない」(JR西日本社員)

尼崎と福島の共通点(3) 目先をごまかし、取り繕えばよい と思っている

- JR西日本・・・福知山線脱線事故調査報告書「改ざん」
- 電力会社・・・九州電力プルスーマル公聴会における「やらせメール」

尼崎と福島の共通点(3) 閉鎖的な技術者集団と利権ムラの存在

- どちらも大型開発にゼネコンが群がる
- 環境破壊
- もたれ合い、馴れ合う特殊な人間関係
- 異論を唱える者は仲間でも許さない

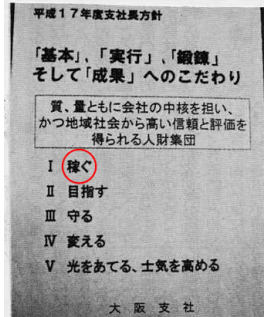
原子カムの実態(2011.6.9「中日」)



尼崎と福島の共通点(4) 国策による強力な推進体制

- JR・・・国策としての民営化で発足、国鉄改革法などの裏付け
- 原発・・・電源三法などで地元にも多額の交付金。地元自治体巻き込む利権体制

尼崎と福島の共通点(5) 利益優先、安全軽視



斑目春樹・原子力安全委員長

「(問題が)あれも起こる、これも起こると、仮定の上に何個も重ねて初めて大事故に至るわけです。(中略)何でもかんでも、これも可能性ちよつとある、これはちよつと可能性はある、そういうものを全部組み合わせていったら、ものなんて絶対造れません。だからどっかでは割り切る」



・「最後は結局カネ。どうしても(原発を)受け入れてくれないんだったら今までの2倍払う。それでもダメなら5倍、10倍払う」
 ・「(最終処分場に立候補した自治体のボーリング調査に支払われる)20億円なんて、この業界でははした金。原子力発電って、儲かってるらしいね」
 →腐敗の限りを尽くした利権ムラ体制

安全も「ムラ」任せで政府は他人事

・JR・・・国が技術基準を策定していた体制を法令改悪で転換。安全基準は事業者に作らせ、国(国交省)は追認のみ。

・原発・・・電力会社が作った安全基準を国(原子力安全・保安院)が審査。不合格はなく、合格のみの出来レース。

尼崎と福島(6) そして言い訳の仕方まで

- ・津波は「想定外」(東電)
- ・カーブでの脱線転覆は「予見できなかった」(山崎正夫・JR西日本前社長)
- ・困ったときの“想定外”
- ・「想定外」は、加害者が責任を逃れるときの常套句・・・この単語が出てきたら要注意!

(参考)責任転嫁の常套句

◎「風評被害」

「正規情報以外の流言飛語に惑わされる愚民による被害」を意味する官僚用語

◎「心のケア」

本当に必要な人もいるが、大半は「被害は仕方ない。責任追及などやめて気持ちを強く持ってくださいがんばりましょう」の意味

◎宮城では「心のケアお断り」避難所の被災者が「心のケア」を追い返す一幕も

尼崎と福島の共通点(7) 闘う労働組合潰し

- ・国労と電産・・・闘う労働組合
- ・電産(日本電気産業労働組合)1947年結成。電力9社の労働者で作る全国単一組織。
- ・要求実現のため電気を止める「送電スト」などの激しい闘い。政府は「スト規制法」を制定し電力会社でのストを制限

スト規制法の概要

- ・正式名称「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」
- ・電気事業・石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、・・・争議行為の方法に関して必要な措置を定める(第1条)
- ・電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない(第2条)

労働組合と反原発運動

- ・山口県豊北町(現・下関市)に対し、1977年6月13日に中国電力が原発設置申し入れ
- ・電産の最後の生き残り、電産中国(日本電気産業労働組合中国地方本部)による豊北原発反対運動
- ・最初は住民に信用されず。「中電から給料をもらっているのだから反対できるはずはない」「原発は出来たらお終い。妥協が効く労働組合とは違う」

豊北原発反対運動

- ・電産労働者は「原発だより」というビラをつくって全戸配布。会社側からは不当処分されたが住民の信頼を得る
- ・町長選挙で反対派が圧勝し、1978年6月8日、町長の原発受け入れ拒否宣言により豊北原発計画は中止。原発反対運動では珍しい勝利
- ・御用組合9割、電産中国1割の中でも住民と結びつけば勝利できる

電力労働運動のその後

- ・電産中国は、原発反対運動のため激しい切り崩しにあい、現存しない。
- ・電力総連は徹底的な御用組合。連合福島でも「原発がなくなれば仕事がなくなる」と議論すら許さず。
- ・福島県議会、県知事が脱原発を表明したのに連合福島は脱原発を方針に盛り込んでいない。

国鉄では

- ・「国労を潰せば総評が潰れ、総評が潰れば社会党が潰れる」「意識的にやった」(中曽根元首相、NHKテレビ)
- ・国労は切り崩され少数組合に
- ・「お座敷をきれいに掃き清めて、立派な憲法を安置する」

JRの労働組合は？

- 2011年5月、北海道・石勝線で特急列車がトンネル内火災
- JR北海道労組は、事故から1か月近く経った6月21日になってようやく「安全確保に向けたアピール」を出し、5月30日に「原因究明を求める会社への申し入れ」を行ったことを公表した。
- 市民との連携はなく、動きも遅い。

安全闘争のない会社の未来は？

- 次の大事故は
- JRでは、間違いなく北海道
- 電力では、全原発に同等の危険。どこなら安全だから再稼働して良いということはない
- その中でも特に危ない場所を挙げれば玄海(古い)、浜岡(最悪の立地)

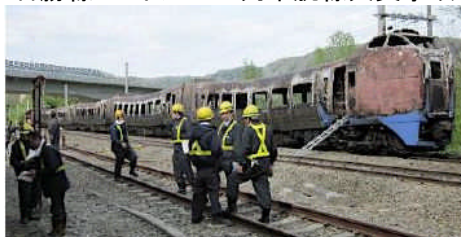
JR北海道の危険な実態

- 2009年1月 江差駅で下請け業者の信号配線ミスにより、赤が表示されるべきところに黄が表示され、追突寸前に
- 2009年3月 特急列車のブレーキ部品脱落、江差線でのレール破断
- 2009年12月 富良野駅で快速列車と除雪車が衝突
- 2012年1月 寝台特急列車が電源車の燃料漏れ状態のまま走行

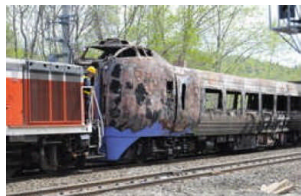
JR北海道の危険な実態

2011年5月

石勝線トンネルでの列車脱線火災事故



JR北海道の危険な実態



- フェイルセーフ(事故の際、最も安全な措置がとられること)の作動ではなく欠落が招いた事故であるという点できわめて重大かつ深刻
- 福知山線脱線事故直前のJR西日本と酷似(止まるべきところで止まらない、最も安全な措置がとれない)

JR北海道～なぜ危険なのか

- 会社発足時点と比較して、
- 社員数→半分(民営化時14000人から2011年現在、7100人)
- 特急列車の運転本数→2倍(民営化時78本から2011年現在、140本)
- スピードアップ(札幌～釧路間で45分短縮)

JR北海道～なぜ危険なのか

- 会社の中核を担うべき40歳代の社員が全体の1割しかいない、歪な年齢構成
- 民営化以降の極端な採用抑制と人員削減の結果、職員の年齢構成の著しい偏り
- 政府が国策として強力に推進した国鉄分割民営化の結果

今後の闘いの方向性

- 電力や鉄道は大規模開発～環境破壊と一体であり地域住民の生活に直結する。地域住民とつながり、企業を揺さぶる闘いが最も重要
- 最も虐げられている人たちの要求をすくい上げ、政府・企業にぶつける

今後の闘いの方向性

- 市民の闘いをサポートする。今は労働組合より市民の方が4～5周先を行く状況
- 特に女性・若者との結びつきが重要。なぜなら女性・若者はこれまで社会の意思決定から徹底的に排除され、企業犯罪の被害だけを押しつけられてきたからである

今後の闘いの方向性

- 「労働組合＝既得権者、特権階級、労働貴族」「正規労働者しか守らない」のイメージがある。マイナスイメージ払拭が必要。
- 非正規労働者、女性、若者、住民の中に入り、基礎を築く

電産中国、国労高崎の闘いに学ぶ

- 「中電から給料をもらっているのだから反対できるはずはない」と信用されなかった電産中国は、地域でピラをまき続け、住民とつながり信頼を得た。
- 国労高崎は、中曽根元首相のお膝元で信濃川不正取水問題と積極的に関わり、地元（新潟県十日町市）との関わりを作り出す。

今後の闘いの方向性

- 「組織の利益にならないからやらない」ではダメ。利益は企業の行動基準
- 「自分たちは企業と住民、どちらと共に歩むのか」が問われている
- 命とカネのどちらを選ぶのか。利益のためなら人が死んでもいいという価値観から、命のために経済活動を規制する新たな価値観への転換を！

相次ぐ「企業免罪」の背景

- 2012年1月、山崎社長に無罪判決。検察が控訴断念し判決確定
- 日本の刑法は「法人は犯罪を成し得ない」との伝統的な考えから、刑罰を個人に限定

それでいいのか？

- 個人には権限がなく、法人は責任主体になれない現行法では、企業犯罪が起きても結局、誰も罪に問われない
- 企業活動が大規模化し、企業犯罪も大規模化・深刻化した現在、旧態依然とした「個人罰」ではもはや事態に対処できない

このままではいけない

- 事故と犠牲との因果関係が明らかな尼崎事故でさえ社長は無罪
- このままでは、放射能と健康被害との因果関係の証明が困難な福島原発事故では、被害者が何百万人になっても1人も救済されない！

安全問題研究会の問題意識

- 刑罰は大別して3種類
- 生命刑(罪を生命で償う・・・死刑)。死刑そのものの是非は問う必要性
- 自由刑(罪を自由を奪われることで償う・・・懲役、禁固)
- 財産刑(罪を財産で償う・・・罰金、科料)
- 法人に生命刑、自由刑は無理でも、財産刑は科せるのでは？

企業・法人処罰法の重要性

- JR福知山線脱線事故被害者「法人にも刑事罰を」8割(「毎日新聞」2012.1.8大阪版)
- 毎日新聞アンケート(2011年10～12月実施)
- 裁判に参加・傍聴した被害者の8割以上「法人も刑事罰の対象にすべきだ」
- 企業などの責任を問えない現行の業務上過失致死傷罪の改正を強く求める

被害者が望む「法人処罰」

- 「法人も刑事罰の対象にすべきだ」19人、「公共交通機関に限り、法人も刑事罰の対象にすべきだ」1人
- 「公共交通機関に限り、法人も個人も刑事罰の対象から外し、事故原因の調査を優先させる制度をつくるべきだ」1人
- 「法人は問われるべきではない」はゼロ

法人を処罰すべき理由 (被害者回答)

- 「事故の根本原因はJR西の企業体質にある」(遺族男性63歳)
- 「運転士ら当事者だけの処罰では、安全が改善されない。企業に危機感を持たせるべきだ」(別の遺族男性63歳)

諸外国の企業・法人処罰制度の 概要(イタリア)

- 犯罪の主体は自然人のみという考え方。法人には両罰規定、行政処分のみ(日本と同様)

※両罰規定・・・企業の業務に関する犯罪で、事業主体である法人を個人と並んで処罰することを定めた規定

諸外国の企業・法人処罰制度の 概要(中国)

- 企業が主、個人が従の考え方。企業犯罪の責任は「原則として組織」
- 中華人民共和国刑法第31条 企業犯罪の場合、企業に罰金を処し、直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対し、刑事処罰を処する。
- 中華人民共和国刑法第34条 雇用組織の従業員が事業任務の執行によって他人に損害を与えた場合、雇用組織が権利侵害責任を負う。

諸外国の企業・法人処罰制度の 概要(イギリス)

- 英国産業連盟(経営者団体。イギリス版経団連)の強い抵抗を退け、2007年「法人故殺法」が成立。
- 法人による犯罪で人が死亡した場合、裁判所が加害法人に被害者救済を命じ、従わなかった場合には「上限のない罰金」が課せられる。

諸外国の企業・法人処罰制度の 概要(イギリス)

- 「国王の機関に対して、特に法律で明記されない限り適用される訴追の免責は、法人故殺に関しては適用されない」
- 政府機関にも法人故殺法の権限が及ぶ(国家犯罪にも適用可能)
- 「公表命令」の規定。人を死亡させた犯罪法人は名称を公表される

イギリス法人故殺法の評価

- 職場における事故・・・による支出は、社会全体で200～318億ポンド(約4兆7930億～7兆6208億円)。
- 法制定でこれらの事故を0.1%削減するだけで社会的損失を埋めることができる
- いずれもイギリス政府試算

イギリス法人故殺法の評価

- 「公表命令だけでなく、法人故殺罪の捜査対象とされること自体に伴うイメージダウンは、罰金以上の損失となるであろう」との論評
- 法人故殺法には「運営責任者の刑事責任追及ができない」という欠点もあるが、公表命令と「イメージダウンによる社会的制裁」に期待

住民本位の法律を作らせる

- 福島では「原発被ばく者援護法」制定運動がスタート
- 日本は諸外国と比べ、三権(司法・立法・行政)のうち特に行政に大きな権限。行政を法で縛り、住民の方を向かせる

2つの提案(その1)～「日本版法人故殺法」の制定

- イギリス同様、「上限のない罰金」が適当(罰金を払っても不法行為の利益のほうが大きければ抑止力にならない)

2つの提案(その2)～「立証責任」のあり方を根本的に見直す

- 日本版法人故殺法制定よりもインパクトが大きい。根本的パラダイムチェンジ

立証責任を巡る現状の問題点

- 企業活動と被害との間に因果関係があることを被害者が立証しなければならない。

<国・企業>情報を隠せば罪に問われず
<裁判所>被害者の訴えを門前払いしていれば、労力をかけずに裁判官人生も退官後の天下りも安泰

立証責任を根本転換させる

- 新たな立法により、企業活動と被害との間に「因果関係がない」ことの立証責任を国・企業に課す
- 立証できなければ「因果関係あり」と推定する(原則として被害者救済)

具体的な効果

＜国・企業＞情報を隠せば自分が不利になるため、積極的に情報を開示するようになる

＜裁判所＞企業を擁護し、被害者の訴えを退けたければ、自分が汗をかき、理屈を考える必要が生まれる(考えもせず門前払いができなくなる)

企業犯罪と闘う人々は、手を取り合おう！
(2012.3.16 福島原発告訴団結成宣言より)

- 日本政府は、あらゆる戦争、あらゆる公害、あらゆる事故や企業犯罪で、ことごとく加害者・企業の側に立ち、最も苦しめられている被害者を切り捨てるための役割を果たしてきました。
- 私たちの目標は、政府が弱者を守らず切り捨てていくあり方そのものを根源から問うこと、住民を守らない政府や自治体は高い代償を支払わなければならないという前例を作り出すことにあります。

企業犯罪と闘う人々は、手を取り合おう！
(2012.3.16 福島原発告訴団結成宣言より)

- そのために私たちは、政府や企業の犯罪に苦しんでいるすべての人たちと連帯し、ともに闘っていきたいと思います。
- この国に生きるひとりひとりが尊敬され、大切にされる新しい価値観を若い人々や子どもたちに残せるように、手を取り合い、立ち向かっていきましょう。

ありがとうございました。

- 安全問題研究会サイト
<http://www.geocities.jp/aichi200410/>